

ドイツ村公園トイレ新築工事のうち管工事

図 面 目 録			
	表紙 図面目録	W-4	配置図 樹リスト
W-1	特記仕様書 1	W-5	平面図 器具表
W-2	特記仕様書 2	W-6	合併処理浄化槽 設備図
W-3	特記仕様書 3		

Ⅰ. 工事概要		項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項
1. 工事名称	ドイツ村公園トイレ新築工事のうち管工事	2. 工事関係図書	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。		は、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バーゲン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
2. 工事場所	鳴門市大麻町松	3. 安全衛生管理	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第1号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。	5. 施工調査	◎本工事の着手前に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行うこと。 切り回しが必要な場合については、実施時期は、打合せにより決定すること。 ◎敷地西側、既存石垣の安定度合いの確認を行い、周辺整備高さ等監督員と協議すること
4. 工事現場管理			◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 ◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員（契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。）に報告し指示を仰ぐこと。 (3) コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、500kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 (4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査（様式3）を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 ◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合に	6. 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。 ◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。 ◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。 ◎公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。 ◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
				7. 化学物質を発散する建築材料等	◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
				8. 施工	◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の外出いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に滞溜のないようにすること。 ◎施工にあつては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

鳴門市都市建設部まちづくり課	工 事 名	ドイツ村公園トイレ新築工事のうち管工事	縮 尺 —	M. T. S. プラン 徳島県鳴門市大麻町萩原字川原ノ上38番地 TEL & FAX (088) 689-3832 1級建築士事務所 徳島県知事登録第21040号 一級建築士 森 茂 氏 第188857号	図面 No. W-1
	図 面 名	特記仕様書 1	年 月 日 R4		

項 目

特 記 事 項

◎他工事と取り合い区分

項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他
梁、壁、床スリープ入れ		○	○	○	
同上穴埋補修		○	○	○	
スリープ開口補強(鉄筋)	○				
同上(リンブレン等)	○				
床、天井点検口	○				
設備機器天井開口墨出		○	○	○	
同上切込み及び開口補強	○				
衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○		
緩衝(GLまで)	○				
壁、便器等の箱入れ		○	○	○	
同上補強	○				
給排気ガラリ取り付け	○				
空調機器類の基礎工事	○				

◎本工事の施行にあたっては、各工事にかかる当該業種の一級又は二級技能士の有資格者を努めて活用するものとする。

◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。

◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

◎鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。

◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと

◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

◎提出書類

- 竣工図(製本 A2版 2部、A3版 1部とする。)
- 工事写真(写真帳2部(着手前・工事中・竣工)、電子データ1部)
- 使用材料一覧表(1部、うち電子データ1部)
- 保全に関する資料。

◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。
竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。

◎工事写真の電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。
しゅん工写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で明確に確認できること。

◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

区 分	サイ ズ
着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ
工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ

※提出部数は指示部数とする。

◎工事完成撮影は、専門家に(よる・よらない)ものとする。

◎本工事に伴う諸官公署への各種申請は、請負業者が行うものとし費用(完了検査手数料等)については工事請負者の負担とする。

◎対象物
工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。

◎付保除外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
(1) 杭及び基礎工事
(2) コンクリート躯体工事
(3) 屋外付帯工事
(4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)

◎付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。
また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。

◎保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。
なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。

◎その他
(1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。
(2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。

9. 技能士の適用

10. 設計変更箇所確認

11. 工事検査及び技術検査

12. 完成図等

項 目

特 記 事 項

1. 一般事項

◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。
工事実施にあたり、既存の敷地境界等の標識、杭の保全に留意すること。

2. ベンチマーク

◎設計GLの設定は、監督員の指示により決定する。

3. 工事用水、電力等

◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償)
ただし、施設管理者と協議すること。

◎既存存水利用(出来る・出来ない)、用水料金(有償・無償)

3章 土工事

項 目

特 記 事 項

1. 根切り

◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止に必要な処置をすること。

◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。

◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。

2. 排水

◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。

3. 埋め戻し及び盛土

◎使用土は(A種・B種・C種・D種)とし、機器により締め固める。

4. 地均し

◎敷地内は、水はよく地均しを行い、図示により整地等を行う
地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。

5. 建設発生土の処理

◎場内敷き均しとする。(敷地造成部 指定場所)
浄化槽掘削土は敷地造成盛土として転用し、指定場所に敷き均しとする。埋め戻し土はA種とする。

6. 山留め

◎山留めは、適切な資料に基づき構造計算を行い、安全に設置すること。また、設置期間中、周辺地域及び山留めの状況を点検するとともに、安全管理に必要な計測を行う。

◎法面施工の場合(集掘り・多段式)

◎山留めの存置 存置範囲 図示による。

◎鋼矢板等抜き跡の処理(・直ちに砂等で充填・)

4章 地業工事

項 目

特 記 事 項

1. 一般事項

◎排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。

2. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等

◎材料は、市場品とする。
◎砂利及び砂地業
・砂利は、(切込砂利・切込碎石・再生(クラッ)シャラン)とする。

種 別	使用部位	厚さ	粒度範囲
切込砂利	-		
切込碎石	浄化槽設置基礎下		
再生クラッシャラン	地中配管、樹、ガッス等		

◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。

◎捨コンクリートは、無筋コンクリート(スランプ15cm、設計基準強度18N/mm²)とする。

5章 鉄筋工事

項 目

特 記 事 項

1. 材料

規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A SD345	D16以下 D19以上
-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-	
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：	

2. 材料試験

◎材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。

3. 鉄筋の継手及び定着

◎鉄筋の継手は(重ね継手・ガス圧接継手・機械式継手・溶接継手)とする。

項 目

特 記 事 項

1. 一般事項

◎コンクリートの種別

- I類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)
- II類(JIS A 5308への適合したコンクリート)

◎設計基準強度

コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm ²)	調合管理 強度 Fn(N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位 容積重量 (t/m ³)	適用箇所
普通	21	21 +S	18	有	-	2.3	浄化槽基礎

◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正値(S)を加えた値とする。
なお、構造体強度補正値(S)は、標仕 表6.3.2)によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。

◎コンクリートの強度試験
コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。
・第4週強度確認
原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。
ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。
なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。

◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。

2. レディミクストコンクリート工場の指定

鳴門市大麻町松宇東山田4-1,4-2,4-3,5番

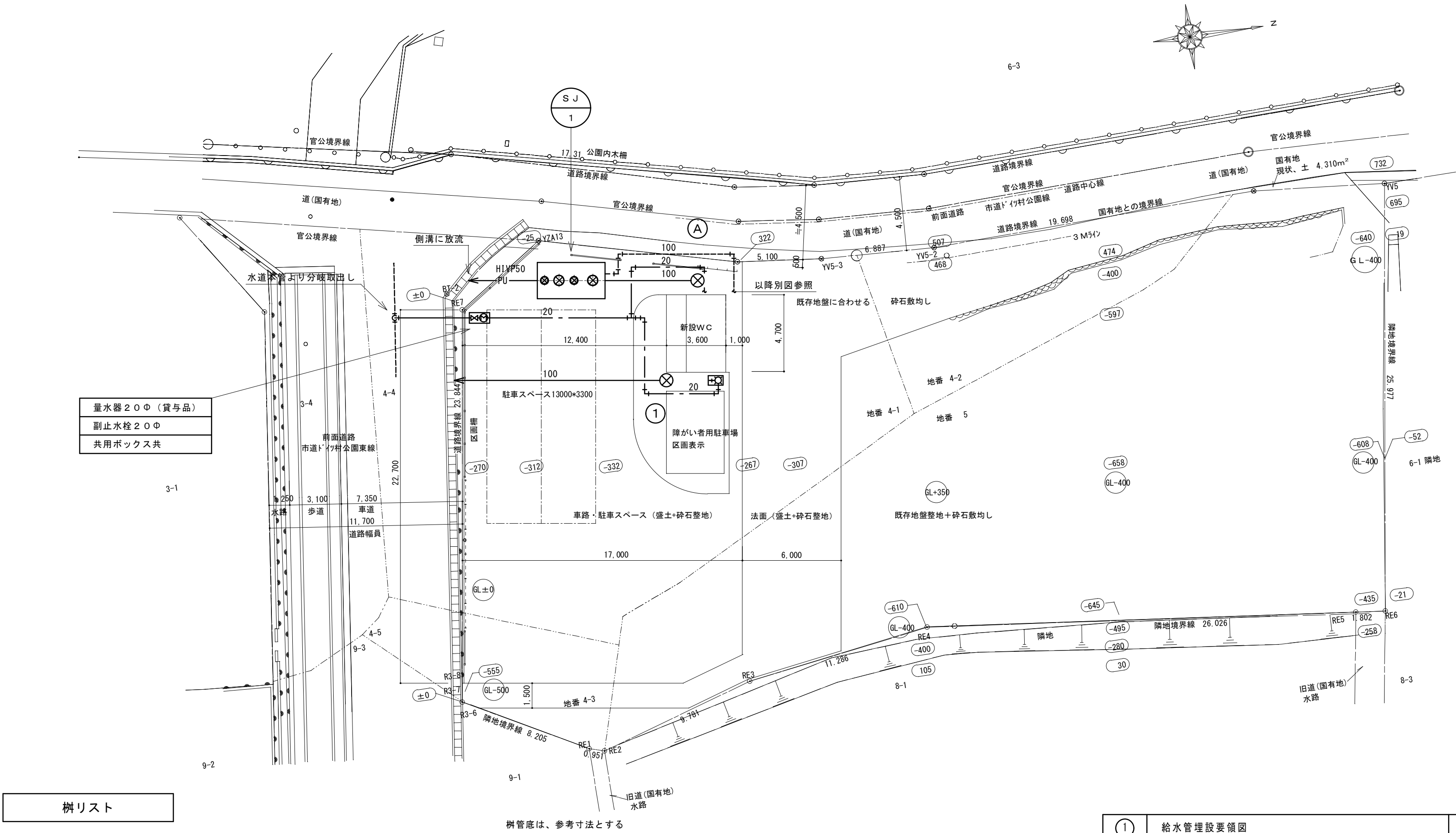
付 近 見 取 図

出典：国土地理院ウェブサイト
「地理院地図データ」(国土地理院)をもとにM.T.S.プラン作成

機械工事特記仕様書									
1 工 事 名 称		ドイツ村公園トイレ新築工事							
2 工 事 場 所									
3 建 物 概 要		木造 平屋建て							
4 一 般 事 項		1 本工事は契約書、特記仕様書、並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編」及び同標準図に基づき関係諸官庁の規則に準拠し、担当係員の指示に従い完全に施工すること。 2 本工事に必要な関係官庁への手続きは請負者が代行し、これに伴う費用は請負人の負担とする。 3 本工事施工に当り着工前に必ず施工図及び承認図を提出し、係員の承認を経て着工すること。 4 本工事施工にあたり既成部分を損傷または汚染した場合は既成にならない補修のこと。 5 本工事にて使用する仮設、工事用電源、水道等の費用は工事請負人の負担とする。 6 本工事施工にあたり、建築工事と施工方法や工程打ち合わせを充分おこない完全に施工のこと。 7 本工事施工にあたり、図中明記なくとも本工事施工上必要な既存設備の移設、仮設、及び調整工事等も全て本工事範囲に含む。							
5 工 事 範 囲		下記工事項目を本工事の範囲とする。 1 給 水 設備工事 2 排 水 設備工事 3 衛生器具 設備工事 4 換 気 設備工事							
6 メーカー指定		下記メーカーリストを本工事に適用する。 1 管 材 J I S 規格品 J W W A 規格品 2 弁 類 3 衛生器具 L I X I L T O T O 4 排水金物 ダイドレ 相当品 5 給湯機器 パナソニック パナソニック ノリタ 日立アブライアンス 6 消火機器 ヤマト 立売堀 横井製作所 ミツバ 能美防災 7 ポンプ類 川本 モバロ 日立 鶴見 8 小口径樹 アロン化成 積水化学工業 前澤化成工業 クボタシーアイ 9 浄化槽 アムズ ダイキアクシス フジクリーン ニッコー 前澤化成工業 クボタ 10 空調機 日立アブライアンス パナソニック 三菱電機 東芝キヤリヤ ダイキン工業 三菱重工 11 換気扇 日立アブライアンス パナソニック 三菱電機 東芝キヤリヤ ダイキン工業							
7 特 記 事 項		1 水道加入金、公道取出費は、 本工事 別途工事 とする。 2 弁類において、直圧部は10kg/cm ² 、その他は、5kg/cm ² とする。 3 排水管（ビニール管）を土中埋設する場合は、「共仕」の当該事項に従い、根切り底の突き固めを行う。 4 管を土中埋設する場合は、管の保護のため山砂の類にて、管の周囲を埋め戻し、『共仕』に従い 地中埋設表示（埋設表示テープ及び埋設標）を行う。 5 衛生器具などの色は、製造業者の標準色を原則とするが、詳細は担当係員と協議して決定する。 6 保温工事は、『共仕』に基づき施工するもので、主要材料は、グラスウール保温材とする。 屋外露出部分は、ステンレスラッキングとする。							

凡 例			
シンボル	適用	名 称	規 格 等
――――	○	給 水 管	耐衝撃性硬質塩化ビニール管 H I V P
――――		井 水 管	水道用硬質塩化ビニル管 V P （屋外散水系統のみ）
―― ――		給 湯 管	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 H T L P
――――	○	排 水 管	硬質塩ビ管 V P 第1会所まで
-----	○	通 気 管	硬質塩ビ管 V P
――――	○	屋 外 排 水 管	硬質塩ビ管 V P
――――		消 火 管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 S G P－V A （管端防食継手）
――――		消 火 管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 S G P－V D （管端防食継手）埋設部
――G――		ガ ス 管	配管用炭素鋼鋼管 S G P （白）
――G――		ガ ス 管	ポリエチレン被覆鋼管 （地中・コンクリート埋設部）
――R――		冷 媒 管	冷媒管用断熱材被服鋼管
――D――		ド レ ン 管	硬質塩ビ管 V P
○	○	給 水 栓	
○	○	散 水 栓	ボックス共
○		水 栓 柱	人造砥出水栓柱共
○		混 合 水 栓	
○		ガスメーター	ガス供給者側工事
○	○	仕 切 弁	水道直圧部 J I S 1 0 K その他 J I S 5 K
○		逆 止 弁	J I S 1 0 K
○	○	量 水 器	ボックス共 （20m／m） 副止水栓
○		ボールタップ	
○		Y型ストレーナー	
○		安全弁	
○	○	床排水金物	
○	○	床上掃除口	
○	○	通気金物	
○		消火器	
樹 類 （ 樹 リ ス ト 参 照 ）			
○	○	汚 水 樹	（詳細は樹リスト参照）
○	○	雨 水 樹	（詳細は樹リスト参照）
特 記 ※ 防火区画及び防火上主要な間仕切り壁を貫通する配管、配線は国土交通省認定（1時間耐火性能を有する）の工法により施工のこと。 ※ 配管の保温・塗装・吊り及び支持は「共仕」及び「標準図」に従い（床下土中配管含）施工のこと。 ※ 管を土中埋設する場合は、管の保護のため山砂類にて管の周囲を埋戻し「共仕」に従い地中埋設表示を行う。 ※ 鋼管類の支持金物接触部は全て防食テープ2回巻きのこと。（R○接触部共） ※ 屋外露出配管は全て指定色塗装のこと。（S U Sラッキング部は除く） ※ 冷媒配管の保温は、架橋ポリエチレンカバー（30倍発泡、肉厚20mm）を原則とし、仕上げの隠ぺい部分はビニールテープ巻き、屋内外露出部分は、図中記入とする。 ※ パッケージエアコン室内機1次側電源送りは、電気工事とし、室内外の渡り配線、個別リモコンの配管配線工事は、本工事とする。 ※ パッケージエアコンの2次側配線、操作スイッチ及び渡り配線の太さ、本数については、各メーカーに合わせること。 ※ 換気設備において、延焼ラインにかかる恐れのあるベントキャップはF D付とする。 ※ 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。 梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、その施工方法について、監督員の承認を受けた後に施工のこと。 ※ 工事の施工に伴い、既成部分を汚染、又は損傷した場合は、既成にならない補修すること。 ※ 発生材のうち、引き渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令に従い、適切に処理し、監督員に報告すること。 ※ 図中以外で、建築物に利害等を及ぼすような設備があれば、速やかに監督員に報告し、対処すること。			

鳴門市都市建設部まちづくり課		工 事 名	ドイツ村公園トイレ新築工事のうち管工事		記事	M . T . S . プラン 徳島県鳴門市大麻町萩原字川原/上38番地 TEL & FAX (088)689-3832 1級建築士事務所 徳島県知事登録第21040号 一級建築士 森 茂代 第188857号		図面 No.
		図 面 名	特 記 仕 様 書 3		縮 尺	1/10N		W - 3

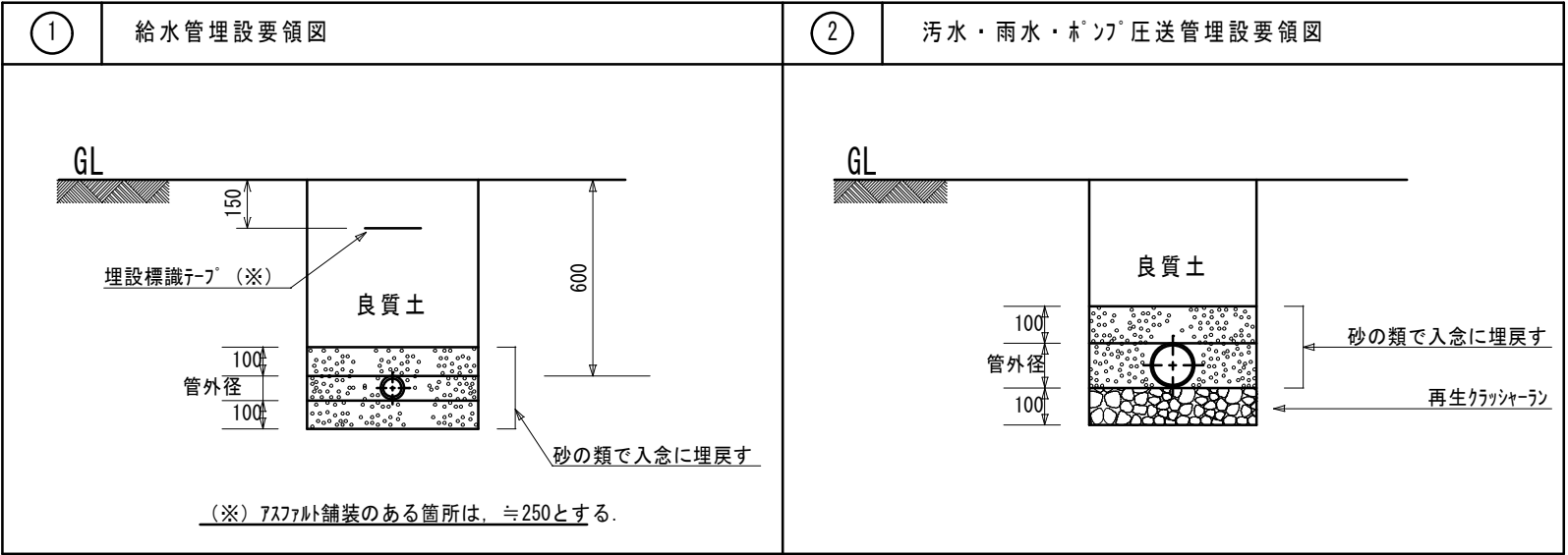


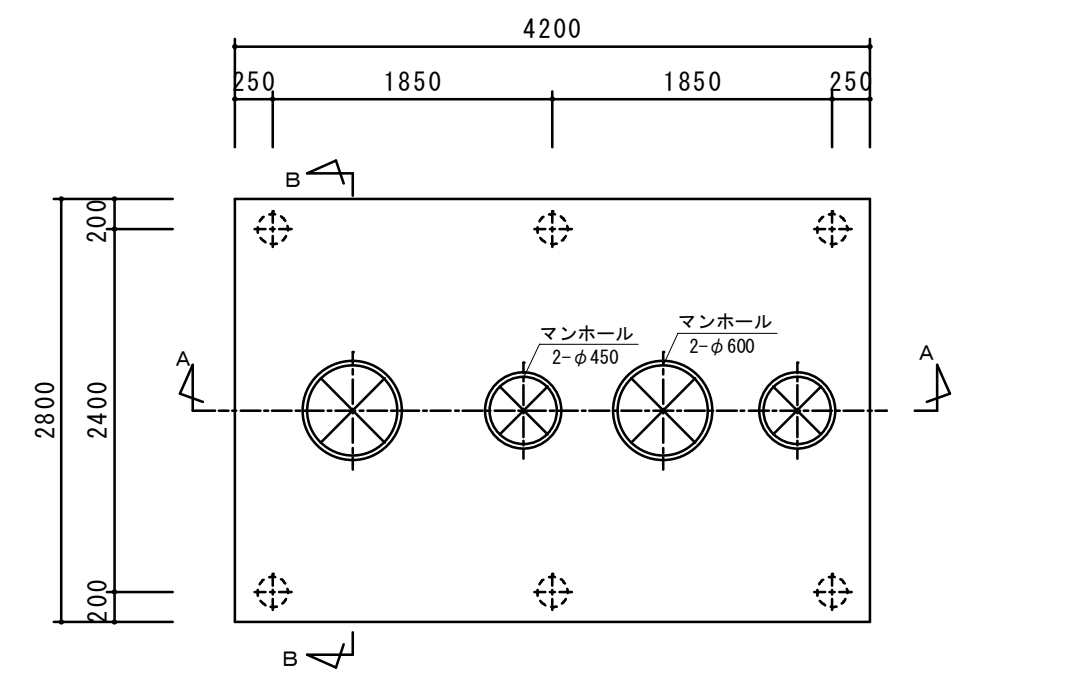
樹リスト

記 号	樹 名	樹 寸 法	BMから周囲の高さ	樹管底 (BM基準)	樹管底 (周囲)	摘 要	備 考
	(汚水樹)						
	(小口径塩ビ樹)						
A	インバート樹	100-200	-700	-700	-700	90L (T-25) (防護ハット)	
	浄化槽流入		-780	-780	-780		
	(雨水樹)						
	(小口径塩ビ樹)						
1	ため樹	100-200	-300	-300	-300	90L (T-25) (防護ハット)	ハット付

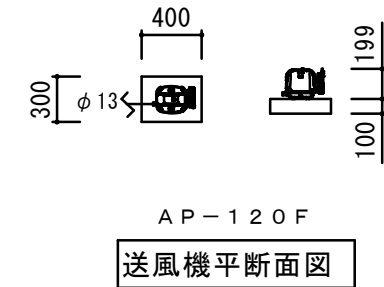
配置図 1/200

-555 現況高さを表示
GL±0 計画高さを表示

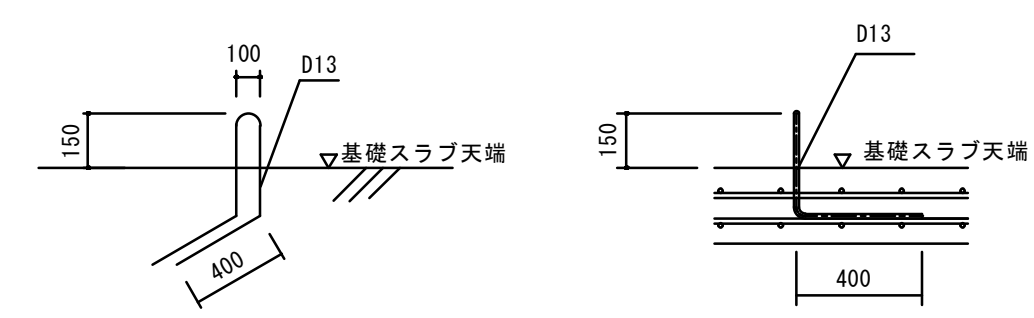




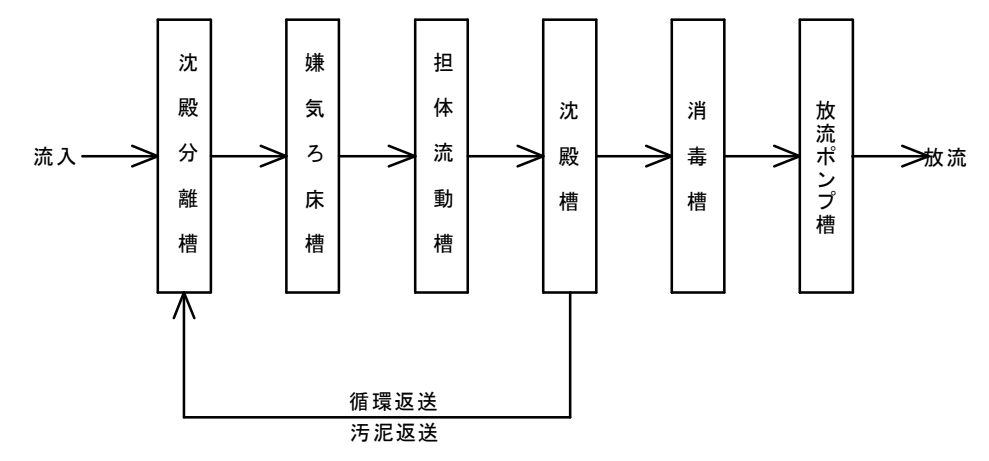
頂版開口図 S = 1 / 5 0 主筋方向



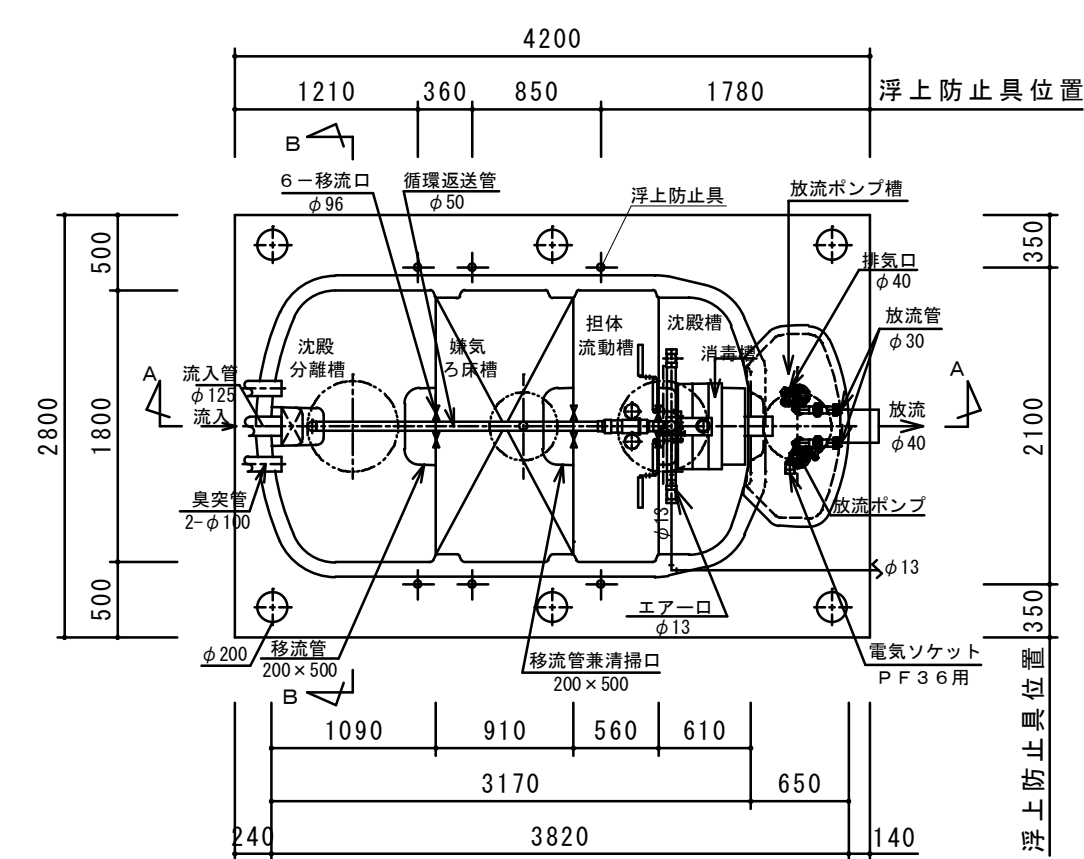
送風機断面図



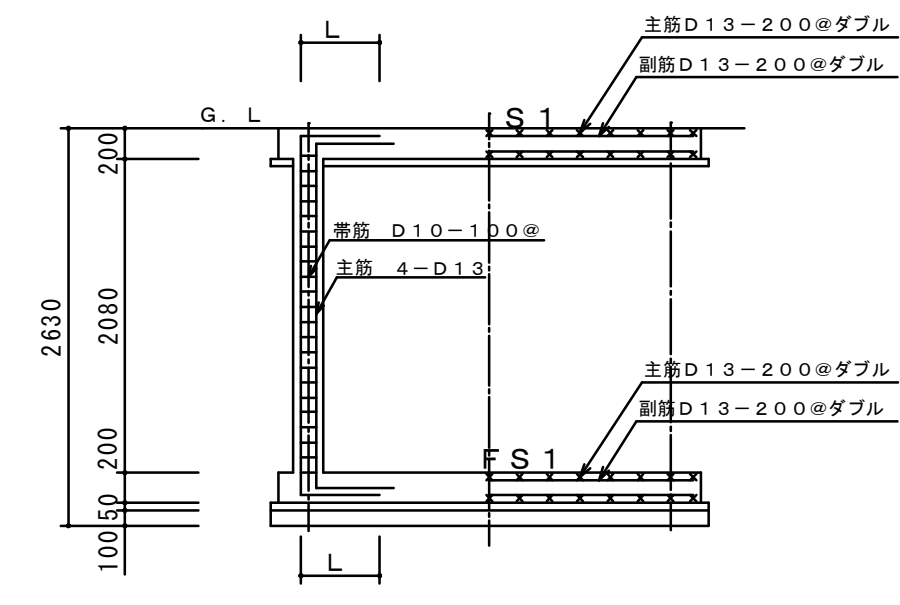
断面図
浮上防止具アンカー位置図
下端筋に定着のこと



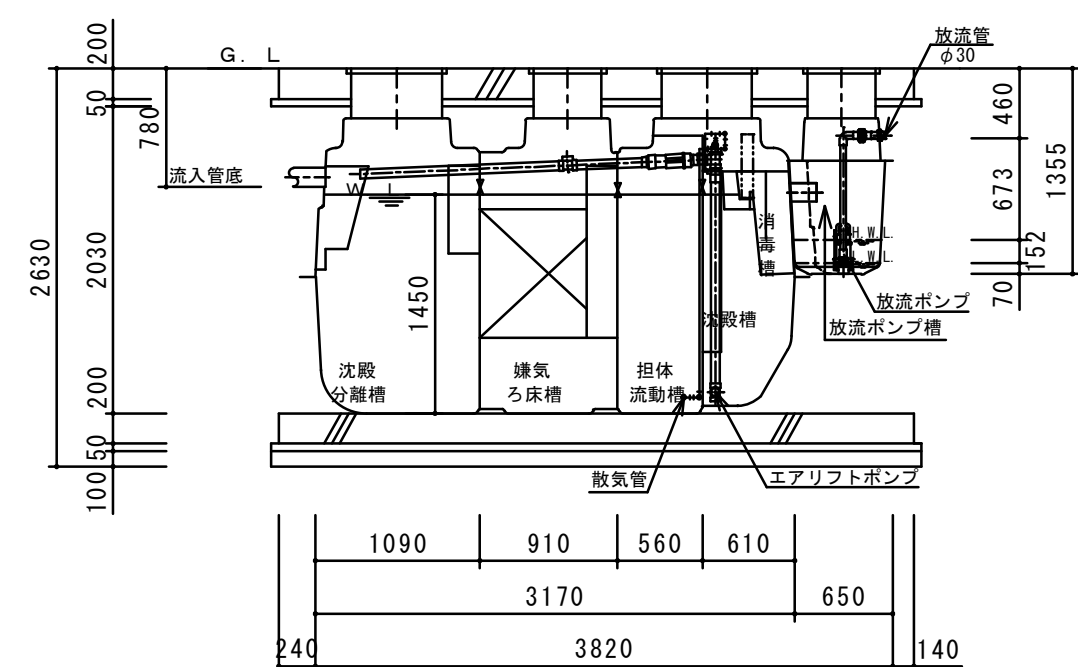
フローシート



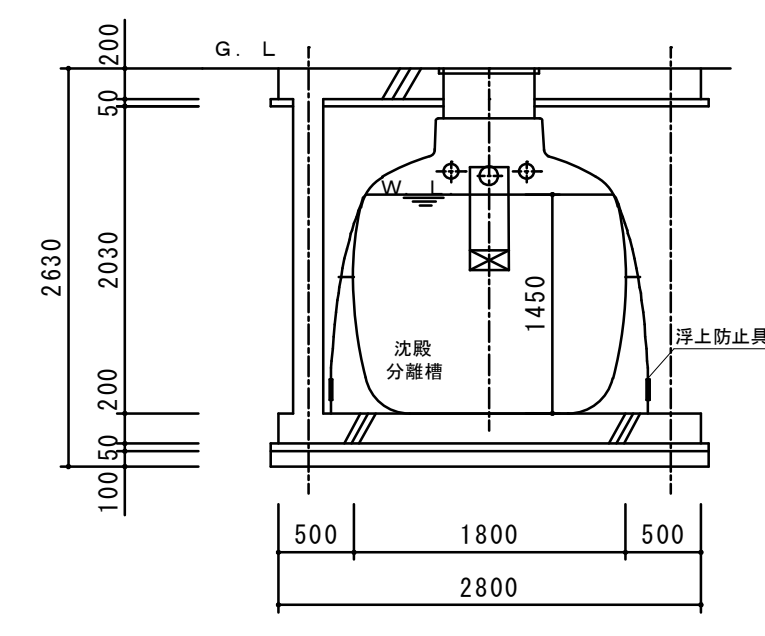
平面図 S = 1 / 5 0



断面配筋図 S = 1 / 5 0
定着長さ L = 3 5 d



A-A断面図 S = 1 / 5 0



B-B断面図 S = 1 / 5 0

仕 様 表		
型式	ダイキ浄化槽 DCX21型	
認定番号	8-19K-H-003-5	
処理計画人員	21 人	
処理計画汚水量	4.2 m ³ / 日	
流入水質	BOD	200mg / L
	COD	100mg / L
	SS	160mg / L
	T-N	45mg / L
放流水質	BOD	20mg / L
	COD	30mg / L
	SS	20mg / L
	T-N	20mg / L
処理方式	分離嫌気ろ床担体流動方式	
	有 効 容 量 m ³	
沈殿分離槽	2.452	
嫌気ろ床槽	2.279	
担体流動槽	1.403	
沈殿槽	1.063	
消毒槽	0.059	
放流ポンプ槽	0.074	
電気機器仕様		
送風機	100V-単相-0.125KW	1台
放流ポンプ	100V-単相-0.15KW	2台

注記
スラブ荷重は、T-6とする。
コンクリート強度：Fc = 21N/mm²とする。
開口部補強筋を設けること。
開口部補強筋の定着長さは、L = 40dとする。
マンホールは、樹脂製とする。